



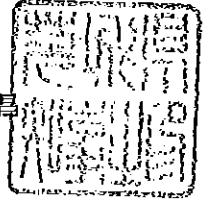
水土第408号

平成28年1月20日

国土交通省関東地方整備局長 殿

独立行政法人水資源機構理事長 殿

茨城県知事 橋本 昌



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号にて照会のあ
りましたこのことについて、別紙のとおり回答します。



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	茨城県 企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	①	・採用すべき案であり、早期完成を要望する。
	②～⑤	・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。 ・コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	茨城県 企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	①	・採用すべき案であり、早期完成を要望する。
	②～⑤	・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。 ・コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する意見

① 団体名	茨城県 企画部水・土地計画課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	029-301-2625	
④ 意見 (3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	①	・採用すべき案であり、早期完成を要望する。
	②～⑤	・いずれの案も、具体的な費用や完成時期が示されておらず、実現性に乏しい案である。 ・コスト面、時間面からも、思川開発事業以外の案は考えられない。

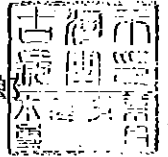


古水第17号

平成28年1月15日

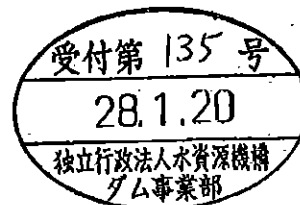
国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人水資源機構理事長 様

古河市長 菅谷 憲一



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見について

平成27年12月25日付国関整河計第63号並びに27ダ設第104号にて
照会のありました標記意見について、別紙のとおり回答いたします。



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 上下水道部 水道課 (0280-76-1511)	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。
	②～⑤	・コスト面および時間面からも、実現性に乏しいと思われる。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 建設部 都市計画課 (0280-76-1511)	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。
	②～⑤	・コスト面および時間面からも、実現性に乏しいと思われる。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	茨城県 古河市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	古河市役所 建設部 都市計画課 (0280-76-1511)	
④ 御意見 (3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	・採用すべき案であり、早期に検証を終わらせ本体工事に着手することを要望する。
	②～⑤	・コスト面および時間面からも、実現性に乏しいと思われる。



五上第 184 号
平成 28 年 1 月 7 日

国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

五霞町長 染谷 森

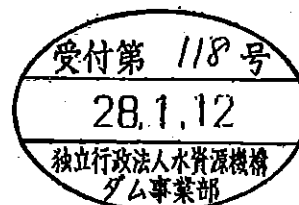


思川開発事業の新規利水対策案，流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

国関整河計第 63 号及び 27 夕設第 104 号により照会のありました標記の件について，下
記のとおり回答いたします。

記

- 1 思川開発事業の新規利水対策案に対する意見（別添 2）
- 2 思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見（別添 3）
- 3 思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見（別添 4）



別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	五霞町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0280-84-3000	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
		意見なし

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	五霞町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0280-84-3000	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる よう願います。)	対策案番 号	御 意 見
		意見なし

別紙

(別添4)

【提出様式】

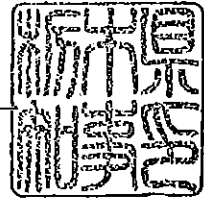
思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	五霞町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0280-84-3000	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)		意見なし

砂水第209号
平成28年1月18日

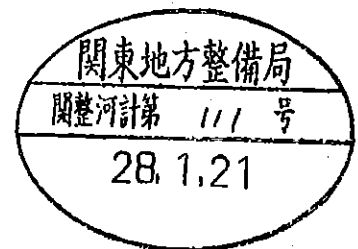
国土交通省関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田 富



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇
水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27夕設第104号で依頼のあり
ました標題の件につきましては、（別添2）、（別添3）及び（別添4）により回答します。

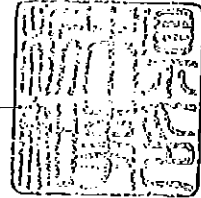


砂水第209号

平成28年1月18日

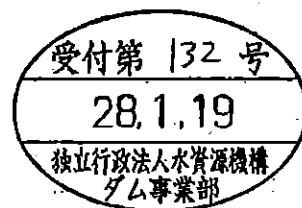
独立行政法人水資源機構理事長 様

栃木県知事 福田 富



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常湯水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のありました標題の件につきましては、（別添2）、（別添3）及び（別添4）により回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①	○ 南摩ダム 思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終了させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。 示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。 なお、各案に対する個別意見は以下のとおりである。
	②	○ 地下水取水 関東平野北部地盤沈下防止等対策要綱で定める保全地域や観測地域である県南地域においては地盤沈下が継続しているため、周辺地域での地下水採取量の増大は地盤沈下が危惧される。また、本県は将来にわたり安全な水道水の安定供給を確保する観点から、表流水を確保するため利水参画しており、地下水取水案は対策案となり得ない。
	②・④・⑤	○ 湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。
	③	○ 他用途ダムの買い上げ(矢木沢ダム、藤原ダム、藪原ダム及び五十里ダムの治水容量) 災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。
	⑤	○ ダム使用権等の振替 川治ダムの使用権は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。 松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①	○ 南摩ダム 思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終了させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。 示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。 なお、各案に対する個別意見は以下のとおりである。
	②・④・⑤	○ 湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは完成したばかりであり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。
	③	○ 他用途ダムの買い上げ(矢木沢ダム、藤原ダム、菌原ダム及び五十里ダムの治水容量) 災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。
	⑤	○ ダム使用権等の振替 川治ダムの使用権は、将来の産業振興や、工業用水供給などのために必要であり、振り替えることはできない。 松田川ダムの施設管理者としては、使用権者の判断に委ねる。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	栃木県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-623-2565	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	○ 南摩ダム 思川開発事業は昭和39年の予備調査開始以来、長期間にわたり水源地域の住民の多大なる協力の下に進められてきたものである。検証作業を早期に終結させ、本体工事に着手し、一刻も早い思川開発事業の完成を求める。 示された対策案は、ダム案と比較して、大幅なコストの増加が見込まれるとともに、新たなる関係者との調整などにより、完成まで相当な期間を要することが明らかであり、ダム案以外の案は受け入れられない。 なお、各案に対する個別意見は以下のとおりである。
	③	○ 他用途ダムの買い上げ(矢木沢ダム、藤原ダム及び園原ダムの治水容量) 災害リスクが高まっている状況において、現在の治水安全度が低下する案は、受け入れられない。
	⑤	○ ダム使用权等の振替 松田川ダムの施設管理者としては、使用权者の判断に委ねる。



官水管第1242-1号
平成28年 1月12日

国土交通省 関東地方整備局長 様

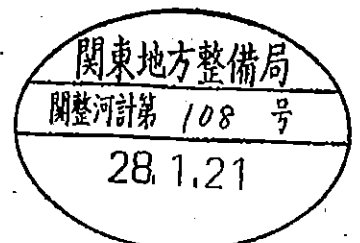
宇都宮市上下水道事業管理
津田 昌



思川開発事業の新規利水対策、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取の回答について

日頃より、宇都宮市水道事業にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案につきまして、
本市が関係しますダム再開発（かさ上げ）【湯西川ダム】の回答を別添2，別添3のとおり
といたしますのでよろしくお願い申し上げます。





官水管第1242-2号
平成28年 1月12日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

宇都宮市上下水道事業管理者

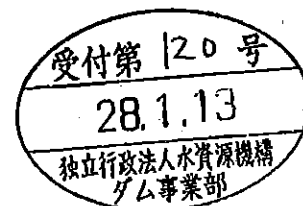
津田 昌



思川開発事業の新規利水対策、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取の回答について

日頃より、宇都宮市水道事業にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案につきまして、本市が関係しますダム再開発（かさ上げ）【湯西川ダム】の回答を別添2，別添3のとおりといたしますのでよろしくお願い申し上げます。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-633-1506	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②④⑤	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ) 「湯西川ダムのかさ上げ」に伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

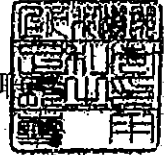
① 団体名	宇都宮市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	028-633-1506	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御 意 見
	②④⑤	ダム再開発(湯西川ダムかさ上げ) 「湯西川ダムのかさ上げ」に伴う、当該事業による建設、維持管理に係る新たな負担金は認められない。また、水利権に基づく取水への影響についても認められない。

原

足上上第217号
平成28年 1月15日

国土交通省 関東地方整備局長 様

足利市長 和泉 様



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

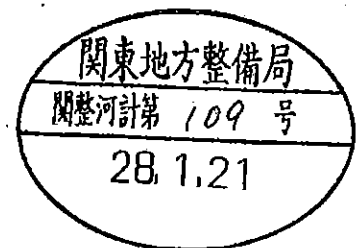
平成27年12月25日付、国関整河計第63号及び27ダ設第104号で
ご照会のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますので
よろしくお願ひ申し上げます。

記

- 1 思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見
(別添2) のとおり

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見
(別添3) のとおり

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見
(別添4) のとおり



足利市上下水道部上下水道総務課
〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145
TEL 0284-20-2207
FAX 0284-21-2035

足上上第217号
平成28年 1月15日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

足利市長 和泉



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

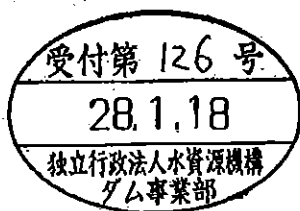
平成27年12月25日付、国関整河計第63号及び27ダ設第104号で
ご照会のありましたみだしの件につきまして、下記のとおり回答しますのでよ
ろしくお願い申し上げます。

記

- 1 思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見
(別添2) のとおり

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見
(別添3) のとおり

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見
(別添4) のとおり



足利市上下水道部上下水道総務課

〒326-8601 栃木県足利市本城三丁目 2145

T E L 0284-20-2207

F A X 0284-21-2035

(別添 2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	<p>足利市は、思川開発事業の新規利水対策案⑤ケース 4 に記載されている「ダム使用権等の振替」が該当しております。</p> <p>足利市では、地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	<p>足利市は、思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案⑤ケース4に記載されている「ダム使用权等の振替」が該当しております。</p> <p>足利市では、地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用权については、当面現状のまま保持していく考えであります。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	足利市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0284-20-2207	
④ 御意見 (3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	<p>足利市は、思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案⑤ケース4に記載されている「ダム使用権等の振替」が該当しております。</p> <p>足利市では、地下水の水質汚染により、必要な水量や水質が確保できなかった場合に備え、ダム使用権については、当面現状のまま保持していく考えであります。</p>

佐水工発第96号
平成28年1月8日

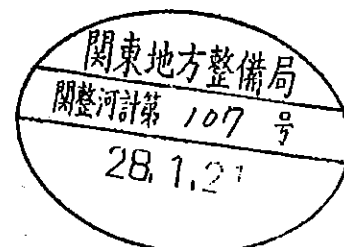
国土交通省 関東地方整備局長 様

佐野市水道事業
市長 岡部 正 兼



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常濁水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号、27ダ設第104号で依頼のありました表題の件につきまして別紙のとおり回答します。





佐水工発第96号
平成28年1月8日

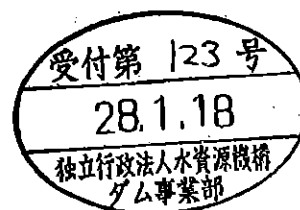
独立行政法人 水資源機構理事長 様

佐野市水道事業
市長 岡部 正 実



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号、27ダ設第104号で依頼のありました表題の件につきまして別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤ ケース4	危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

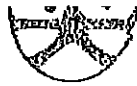
① 団体名	佐野市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤ ケース4	危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用权による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	佐野市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0283-22-1696	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑤ ケース4	危機管理上、耐震化等を優先して施設整備をしているが、今後、ダム使用権による取水を計画しているので、現状のまま保持していく。



総第429号

平成28年1月20日

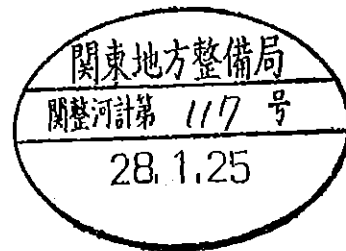
国土交通省 関東地方整備局長 様

鹿沼市長 佐藤

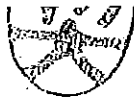


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のありました標記の件につきましては、別添のとおり回答いたします。



鹿沼市 総務部 水資源対策課
〒322-8601
栃木県鹿沼市今宮町1688-1
電話 0289-63-2263

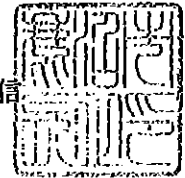


総第429号

平成28年1月20日

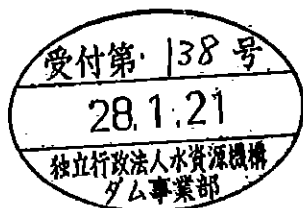
独立行政法人水資源機構理事長 様

鹿沼市長 佐藤 信



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のあり
ました標記の件につきましては、別添のとおり回答いたします。



鹿沼市 総務部 水資源対策課

〒322-8601

栃木県鹿沼市今宮町1688-1

電話 0289-63-2263

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	鹿沼市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0289-63-2263	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
		<p>思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。</p> <p>しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。</p> <p>地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。</p>
	②～⑤	<p>いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。</p>
	②	<p>本市は、過去に行った地下水調査の結果から、水道部門における地下水の適正利用量を定めており、ダムの利水量振り替えのために、これを越える地下水取水を行う対策案は認められない。</p>

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	鹿沼市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0289-63-2263	
<p>④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)</p>	<p>対策案番号</p> <p>②～⑤</p>	<p>御意見</p> <p>思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。 しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。 地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。</p> <p>いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	鹿沼市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0289-63-2263	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②～⑤	<p>思川開発事業では、地元住民らが長い年月をかけ協議をし、苦渋の決断の末に移転が完了した。</p> <p>しかし、ダム検証により本体工事に着工できないため、本体工事に関連する水源地域や取水導水地域の生活再建整備事業が遅れ、地域住民は不安を募らせている。</p> <p>地域住民の心情にも配慮いただき、早期に検証作業を完了されることを要望する。</p> <p>いずれの対策案も①に比べてコストの増大が見込まれるものや、新たな地元調整、関係者との合意形成に相当な時間を要すると思われるものであることから、適当ではないと考える。</p>



小 水 第 439号
平成28年1月20日

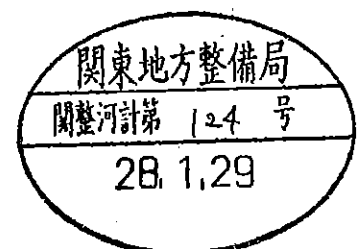
国土交通省 関東地方整備局長 様

小山市長 大久保 寿夫



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号をもって通知
のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。





小水第439号

平成28年1月20日

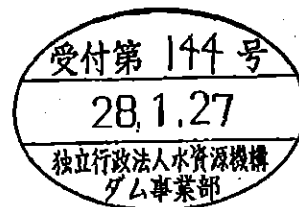
独立行政法人 水資源機構理事長 様

小山市長 大久保 寿夫



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号をもって通知
のありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



(別添 2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	小山市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0285-24-7611	
④ 意見	対策案番号	意見
	②③④⑤	②については、コストが示されているので、①の方が②より良いと判断します。 ③④⑤については、コストが示されていないので判断できかねますが、今後、安全度・コスト・実現性等を検討し、検証を進めていただきたい。



日政第247号
平成28年(2016年)1月18日

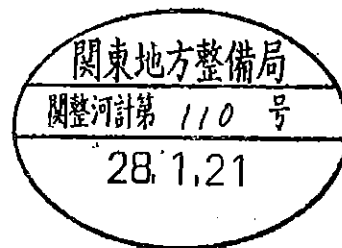
関東地方整備局長 様

日光市長 齋藤 文夫



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号にて依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



日光市 企画部 総合政策課

TEL0288-21-5131

Fax 0288-21-5109

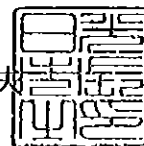
Email : seisaku@city.nikko.lg.jp



日政第247号
平成28年(2016年)1月18日

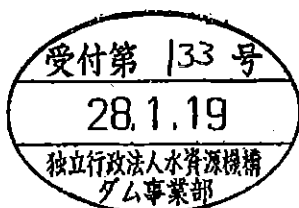
水資源機構理事長 様

日光市長 齋藤 文夫



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

平成27年12月25日付け27ダ設第104号にて依頼がありました標記の件につきまして、別紙のとおり回答いたします。



日光市 企画部 総合政策課

TEL0288-21-5131

Fax 0288-21-5109

Email : seisaku@city.nikko.lg.jp

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②・④・⑤	<p>○湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯があり、再度の変更となる。 平成24年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについて、受け入れることは困難である。</p>
	③	<p>○他用途ダムの買い上げ 治水安全度の低下につながることから、容認できない。</p>
	②・③・④・⑤	<p>○導水施設による思川流域への導水 平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入す る際は、御意 見の対象の対 策案番号①～ ⑤を付記下さ るようお願い します。)	対策案番 号	御意見
	②・④・⑤ ③ ②・③・④・ ⑤	<p>○湯西川ダムかさ上げ 湯西川ダムは、平成16年10月には下流利水者の水需要減により、ダム高を130mから119mに変更した経緯があり、再度の変更となる。 平成24年度に完成したばかりのダムであり、観光事業が軌道に乗りつつあるなど、地元住民の生活再建を進めている中で、地元住民の生活に負担を強いるかさ上げについて、受け入れることは困難である。</p> <p>○他用途ダムの買い上げ 治水安全度の低下につながることから、容認できない。</p> <p>○導水施設による思川流域への導水 平成12年に大谷川からの取水を取りやめた経緯があり、新たな地元調整が必要となる案は受け入れられない。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	日光市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0288-21-5131	
④ 御意見 (3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
		特になし

地政第 503-2号
平成28年1月19日

国土交通省
関東地方整備局長 様

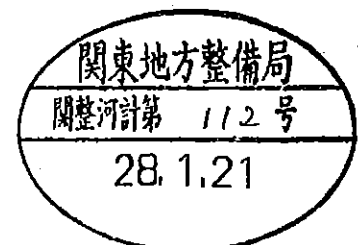
群馬県知事 大澤 正明
(地域政策課)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号で照会のあったこのこと
について、別紙のとおり回答します。

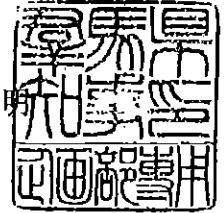
担当 土地・水対策室 [REDACTED]
ダイヤル 027-226-2362



地政第 503-2号
平成28年1月19日

独立行政法人
水資源機構理事長 様

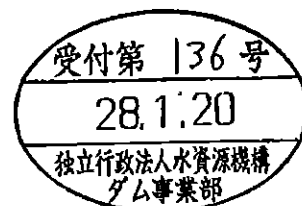
群馬県知事 大澤 正明
(地域政策課)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け27ダ設第104号で照会のあったこのこと
について、別紙のとおり回答します。

担当 土地・水対策室 [REDACTED]
ダイヤル 027-226-2362



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	②	下久保ダム嵩上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。
	②	下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。
	③	奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。
⑤	新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35m ³ /sの使用権を持っており、このうち、0.194m ³ /sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156m ³ /sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。	

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する意見

① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	②	下久保ダム嵩上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。
	③	下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。
	⑤	奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。
	⑤	新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35 m ³ /sの使用権を持っており、このうち、0.194 m ³ /sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156 m ³ /sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見

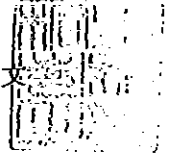
① 団体名	群馬県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027-226-2362	
④ 御意見	対策案番号	意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②	下久保ダム嵩上げによる水圧増加により、設計水圧を超過するため発電施設の改造が必要となり、多大な費用が必要となるため、認められない。
	③	下久保ダム流域の冬期降雪量は少ないため、雪解け水でダムの貯水位が上がることは期待できない。利水容量を増量した場合において、夏期需要の前に必要な貯水量を確保できるか疑問がある。
	④	奥利根流域に設置されている矢木沢ダム、菌原ダム、藤原ダムの洪水調節効果は、ダム下流域全川に及んでいる。現状の利根川では、治水安全度が不足しており、その向上に努めている中、代替措置なく、既設の治水容量を減らして利水容量に振り替えることは容認できない。
	⑤	新田山田水道は、奈良俣ダムに0.35 m ³ /sの使用権を持っており、このうち、0.194 m ³ /sが暫定水利権として許可されているが、残りの0.156 m ³ /sは未許可となっている。この未許可分は、受水市町村との協定に基づき必要とされている権利であることから、振り替えは認められない。

桐水工収第27・29号

平成28年 1月 7日

独立行政法人 水資源機構理事長 様

桐生市長 亀山 豊 文



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について(回答)

日頃より本市の水道事業に対してご指導ご鞭撻をいただき感謝申し上げます。
平成27年12月25日付国関整河計第63号及び27ダ設第104号で依頼のありました
思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急
水の補給対策案に対する意見聴取については、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	意見
	(1) 新規利水対策について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	⑥ 本市では、現在桐生川ダムの貯留権 (0.4 m ³ /s) を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持管理案に対する御意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見 流水の正常な機能の維持管理案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	意見
	⑥	本市では、現在桐生川ダムの貯留権 (0.4 m ³ /s) を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。

(別添4)

【提出様式】

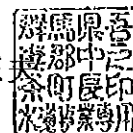
思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対するご意見

① 団体名	桐生市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先	0277-46-1111 [REDACTED]	
④ 御意見	対策案番号	意見
(2) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑤	本市では、現在桐生川ダムの貯留権 (0.4 m ³ /s) を使用する新規浄水場の建設に着手しているため使用権の振替は考えておりません。

中上発第108号
平成28年1月4日

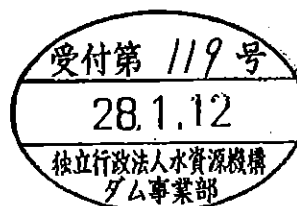
国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

中之条町長 伊能正
(上下水道課)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号、27ダ設第104号
で照会のあった標記のことについて、別添のとおり回答いたします。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	中之条町 上下水道課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8829	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑥	ダム使用権等の振替について ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。 現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	中之条町 上下水道課	
② 担当者名	■■■■■	
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8829	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	ダム使用権等の振替について ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。 現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。

(別添4)

【提出様式】

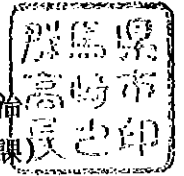
思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	中之条町 上下水道課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0279-75-8829	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	ダム使用権等の振替について ダム開発による水道用水は、町が必要として確保したものであります。 現在使用するために許可申請中であり、使用権の振替には応じられません。

第 2 8 0 - 6 号
平成 2 8 年 1 月 6 日

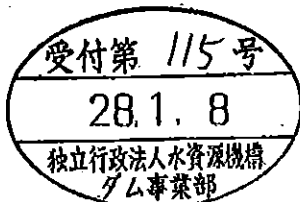
国土交通省 関東地方整備局長 殿
独立行政法人 水資源機構理事長 殿

高崎市長 富岡 賢治
(担当：水道局経営企画課)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日付け国関整河計第 6 3 号並びに 2 7 設第 1 0 4 号にて貴職より照会のありました、思川開発事業の検証に係る標記対策案について、別紙提出様式のとおり回答いたします。



《問い合わせ》

〒 3 7 0 - 8 5 0 1

群馬県高崎市高松町 3 5 番地 1

高崎市水道局経営企画課

電 話：0 2 7 - 3 2 1 - 1 2 8 2（直通）

F A X：0 2 7 - 3 2 6 - 4 0 2 7

メール：s-keieikikaku@city.takasaki.lg.jp

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	027 (321) 1282	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	新規利水対策案⑤のダム使用権等の振替について、下記のとおり意見を申し上げます。 記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TBL)	027(321)1282	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御 意 見
	⑤	流水の正常な機能の維持対策案⑤のダム使用権等の振替について、下記のとおり意見を申し上げます。 記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	高崎市水道局	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	027(321)1282	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	⑤	異常渇水時の緊急水の補給対策案⑥について、下記のとおり意見を申し上げます。 記 必要な水道水源として確保したものであり、振替はできません。

富ガ水第207号

平成28年1月15日

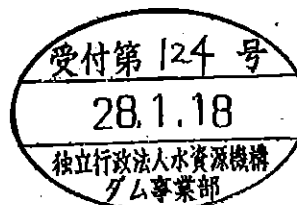
国土交通省 関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

富岡市長 岩井 賢太郎
(ガス水道局)



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持管理対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見書の提出について

平成27年12月25日付国関整河計第63号 27ダ設第104号で依頼のありまし
た標記の意見書について、別紙のとおり回答いたします。



(別添2)

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

①団体名	富岡市ガス水道局	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④御意見 (1)新規利水対策案 について(御意見を 記入する際は、 御意見の対象の 対策案番号①～ ⑤を付記下さる ようお願いいた します。)	対策案番号	御意見
	⑤	ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。

(別添3)

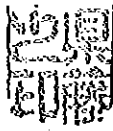
思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

①団体名	富岡市ガス水道局	
②担当者名	[REDACTED]	
③連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④御意見	対策案番号	御意見
(2)流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑤	ダム使用権は、将来推計により設定した数値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。

(別添4)

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

①団体名	富岡市ガス水道局	
②担当者名	■■■■■■■■■■	
③連絡先(TEL)	0274-64-1151	
④御意見	対策案番号	御意見
(3)異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	⑤	ダム使用権は、将来推計により設定した教値であり、市民の財産として将来も必要なものなので、ダム使用権の振替は考えられない。



藤土木収第493号
平成28年1月15日

国土交通省 関東地方整備局長 様

独立行政法人 水資源機構理事長 様

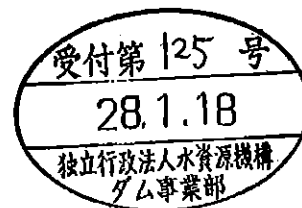
群馬県

藤岡市長 新井利明



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴衆について (回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダム設第104号
にて意見聴取のあった標記の件について、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する意見

① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211 [REDACTED]	
④ 意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②	<p>『下久保ダムかさ上げ』について</p> <p>下久保ダムのかさ上げにより、以下のような影響が懸念されるところであり、詳細な検討に入る際には、当市への密な連絡と、これらの影響を慎重に検討していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none">・ダムを活用した地域活性化への影響 ダムや湖面を利用した様々な地域活性化策を進めているところであり、これら事業への影響が懸念される。・湖面利用者への影響 漁業協同組合やボート組合が釣りやボート遊びなどに利用しており、これら利用への影響が懸念される。 <p>また、下久保ダムのかさ上げを実施する場合には、周辺への影響が大きいことから、八ツ場ダムと同等な周辺整備を実施していただきたい。</p> <p>さらに、下久保ダムの下流周辺の護原地区は、地すべり防止区域に指定されていることから、この地域の安全対策も十分に検証していただきたい。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211 [REDACTED]	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
	②	新規利水対策案と同じ

(別添4)

【提出様式】

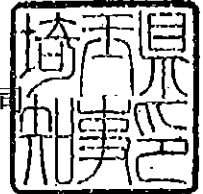
思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	群馬県藤岡市	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0274-22-1211 [REDACTED]	
④ 御意見 (3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②	新規利水対策案と同じ

土水政第726号
平成28年 1月20日

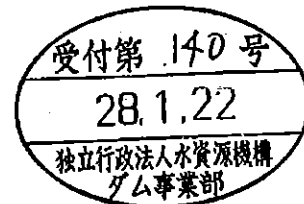
国土交通省 関東地方整備局長 } 様
独立行政法人 水資源機構理事長 }

埼玉県知事 上田 清司



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び
異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27夕設第104号で照会のあ
りました標記の件について、別添のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2190	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	①～⑤	<p>いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。</p> <p>今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。</p> <p>なお、③治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。</p> <p>また、⑥ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	048-830-2190	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①～⑤	<p>いずれの対策案についても、概算事業費 (②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。</p> <p>今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。</p> <p>なお、③治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。</p> <p>また、⑤ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	埼玉県企画財政部土地水政策課	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	048-830-2190	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①～⑤	<p>いずれの対策案についても、概算事業費(②を除く)、利水負担及び工期が示されておらず、いずれが最適か検討することは困難である。</p> <p>今後、各対策案の比較検討に当たっては、概算事業費、利水負担及び工期等について示すことが必要と考える。</p> <p>なお、③治水容量の買い上げ案については、治水安全度の低下を招くことのないよう、治水への影響も併せて検討する必要がある。</p> <p>また、⑤ダム使用権の振替については、本県が参画している奈良俣ダム・草木ダムについて、本県のダム使用権からの振替はできないものと考えている。</p>

神 役 発 第 1 4 2 1 号
平成 2 8 年 1 月 1 5 日

国土交通省
関東地方整備局長 石川 雄一 様

独立行政法人
水資源機構理事長 甲村 謙友 様

神 川 町 長 清 水 雅 之

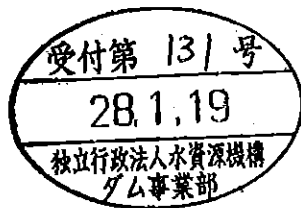


思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日 付 け 国 関 整 河 計 第 6 3 号 ・ 2 7 夕 設 第 1 0 4 号 で 照 会 の あ り
ま した 標 記 の 件 に つ き ま し て は 下 記 の と お り で す 。

記

別紙のとおり回答します。



担 当 建設課 [REDACTED]
電 話 0 4 9 5 - 7 7 - 0 7 0 2
F A X 0 4 9 5 - 7 7 - 1 2 6 8

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	神川町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0495-77-0702	
④ 御意見	対策案 番号	御 意 見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②	<p>下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峽があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。</p> <p>その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムに堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	神川町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0495-77-0702	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案 番号	御 意 見
	②	<p>下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峽があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。</p> <p>その他、町内において「工事实施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムに堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

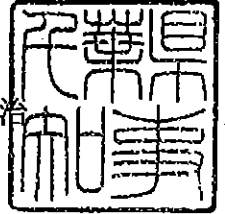
① 団体名	神川町	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	0495-77-0702	
④ 御意見 (3) 異常湧水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②	<p>下久保ダムは完成から約50年経過していることから、老朽化の進む既設ダムの安全性評価、施工方法、施工期間中の貯水運用計画とダムの安定性等、改修工事に伴う課題について詳細な検討が必要であると考えます。</p> <p>また、下久保ダム左岸(藤岡市譲原地先)の南向き斜面は地すべり地形となっており、直轄地すべり対策事業が継続中であることから、地下水位の変動や貯水量の増加などの周辺環境に影響を及ぼすダムの嵩上げ工事は、甚大な災害を引き起こすことが懸念されます。</p> <p>下久保ダム周辺は、ダム周辺には神流湖を見下ろす冬桜が有名な城峰公園や国指定天然記念物の三波石峡があり、観光拠点であることからダム嵩上げ工事による自然環境や地域社会に与える様々な影響の調査とその対策についても検討するよう要望します。</p> <p>その他、町内において「工事実施にあたっては現状と同様に大型バス(観光バス)の通行を確保してもらいたい」、「現状でも右岸側(神川町矢納地先)は浸水の可能性があるのに、ダムの嵩上げにより今以上に水位が上がるのは心配だ」、「嵩上げ工事よりもダムに堆積土砂を除去した方が、効果があると思う」など様々な意見もあることから、計画の推移や事業の推進に際しては、関係自治体や周辺住民への情報提供と協議をお願いします。</p>



水 政 第 3 4 8 号
河 整 第 2 4 6 号
平 成 28 年 1 月 19 日

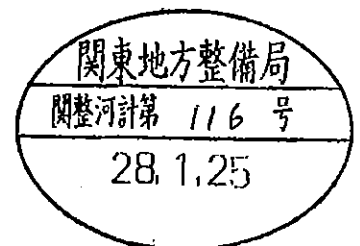
国土交通省関東地方整備局長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常湧水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について
(回答)

平成27年12月25日付け国関整河計第63号で依頼のあったこのことについ
ては、別紙のとおり回答します。

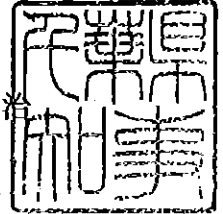




水政第348号
河整第246号
平成28年1月19日

独立行政法人水資源機構理事長 様

千葉県知事 鈴木 栄治



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について
(回答)

平成27年12月25日付け27ダ設第104号で依頼のあったこのことについ
ては、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

恩川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②、③、④、⑤	対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	千葉県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑥ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番号	御意見
	②、③、 ④、⑤	対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

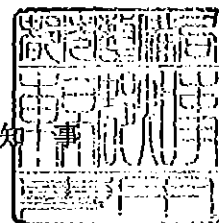
① 団体名	千葉県	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	水政課 043-223-2273 河川整備課 043-223-3173	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	③、⑤	対策案の検討に際しては、事業の効果や実現性等について、十分配慮するとともに、利根川・江戸川河川整備計画や、既存施設の利水参画者に影響を及ぼすことのないよう、慎重に評価するようお願いしたい。



27 都市政広第 651 号
平成 28 年 1 月 20 日

国土交通省 関東地方整備局長
独立行政法人 水資源機構理事長 殿

東京都知事



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の
緊急水の補給対策案に対する意見聴取について (回答)

平成 27 年 12 月 25 日付、国関整河計第 63 号及び 27 ダ設第 104 号で照会のあった標
記の件については、別紙のとおり回答します。



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5320-6340	
④ 御意見	対策案番号	御 意 見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	②	下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5320-5411	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③	抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考えます。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。

別紙

(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3228	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	全般	<ul style="list-style-type: none">・ 検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。・ 徹底したコスト削減を図り、事業費の圧縮に努めること。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5320-6340	
④ 御意見 (2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	②	下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5320-5411	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(2) 流水の正常な機能の維持対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③	抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考えます。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。

別紙

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3228	
④ 御意見	対策案番号	御意見
((2) 流水の正常な機能の維持対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	全般	<ul style="list-style-type: none">・ 検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。・ 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5320-6340	
④ 御意見	対策案番号	御 意 見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	②	下久保ダムかさ上げ案には、施工方法や工事中のダム運用等の具体的な記載がなく、既存の利水者の取水や費用負担等への影響が不明確であるため、具体的な検討に際しては、既存の利水者に影響がないよう計画するとともに、計画が具体化された場合には、関係者との協議・調整を十分に行うこと。

別紙

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5320-5411	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	③	抽出されている代替案の中に、『他用途ダム容量(治水容量)買い上げ』とあるが、治水上必要な機能を確保することも重要であると考えます。治水計画との整合を確実に図ったうえで、詳細検討を進めていただきたい。

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常漏水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

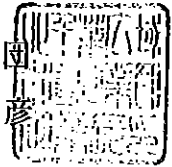
① 団体名	東京都	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-5388-3228	
④ 御意見 (3) 異常漏水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証をすみやかに終了させ、一日もはやく事業を完了させること。 ・ 徹底したコスト縮減を図り、事業費の圧縮に努めること。



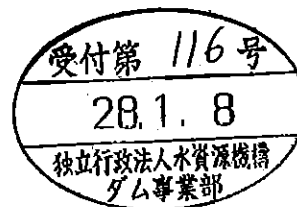
北水企業第434号
平成28年1月6日

国土交通省関東地方整備局長 様
独立行政法人 水資源機構理事長 様

北千葉広域水道企業団
企業長 古澤昭彦



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見聴取について（回答）
平成27年12月25日付け国関整河計第63号及び27ダ設第104号で照会のありましたこのことについて、別紙のとおり回答します。



思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	北千葉広域水道企業団	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先 (TEL)	04-7159-4231	
④ 御意見 (1) 新規利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	①	<p>思川開発事業は、当企業団にとって利水上必要な事業であることから、十分な検証を行い、コスト縮減を図るとともに速やかにダム本体工事に着手されるよう要請する。</p>
	②～⑤	<p>思川開発事業の代替とするならば、完成までの期間及び財源措置を含めた利水参画者の実負担額は、現計画における条件の範囲内であることが前提となるが、工期・コスト等の点で課題は多いものと考えられる。</p>

平成28年1月18日

国土交通省 関東地方整備局
局長 石川 雄一 殿

独立行政法人 水資源機構
理事長 甲村 謙友 殿

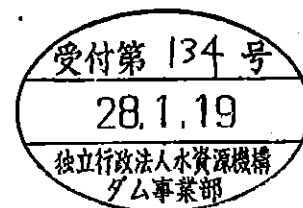
東京電力株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直也



思川開発事業の新規利水対策案、流水の正常な機能の維持対策案
及び異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する意見について

平成27年12月25日付け文書（国関整河計第63号，27ダ設第104号）にて、
ご依頼のありました標記の意見聴取につきまして、別紙のとおり、回答いたし
ます。

以上



(別添2)

【提出様式】

思川開発事業の新規利水対策案に対する御意見

① 団体名	東京電力株式会社	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-6373-1111(代)	
④ 御意見	対策案番号	御意見
(1) 新規利水対策案について (御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑥を付記下さるようお願いいたします。)	④	<p>・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。</p> <p>[理由]</p> <p>・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。</p> <p>・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新增設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。</p> <p>・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。</p> <p>・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。</p>

(別添3)

【提出様式】

思川開発事業の流水の正常な機能の維持対策案に対する御意見

① 団体名	東京電力株式会社	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-6373-1111(代)	
④ 御意見 (2) 流水の 正常な機能の 維持対策案に ついて(御意 見を記入する 際は、御意見 の対象の対策 案番号①～⑤ を付記下さる ようお願いし ます。)	対策案番 号	御 意 見
	④	<p>・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。</p> <p>[理由]</p> <p>・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO2を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。</p> <p>・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の増設による代替電源を確保する必要があり、CO2排出量の増加が懸念される。</p> <p>・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。</p> <p>・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。</p>

(別添4)

【提出様式】

思川開発事業の異常渇水時の緊急水の補給対策案に対する御意見

① 団体名	東京電力株式会社	
② 担当者名	[REDACTED]	
③ 連絡先(TEL)	03-6373-1111(代)	
④ 御意見 (3) 異常渇水時の緊急水の補給対策案について(御意見を記入する際は、御意見の対象の対策案番号①～⑤を付記下さるようお願いいたします。)	対策案番号	御意見
	④	<p>・対策案④に示す「他用途ダム容量の買い上げ」(矢木沢ダム発電容量、須田貝ダム発電容量、丸沼ダム発電容量)は、当社事業運営のほか、社会的影響が大きく、以下の理由より、当社は標記対策案とすることに応じかねます。</p> <p>[理由]</p> <p>・水力発電は、純国産の再生可能エネルギーであり、電力のベースロード電源の役割を果たしている。また、環境面においてもCO₂を発生しないクリーンエネルギーとして重要性が非常に高い。</p> <p>・「水力発電容量の買い上げ」を対策案とした場合、電力安定供給のため、減少電力に対しては、火力発電の新增設による代替電源を確保する必要があり、CO₂排出量の増加が懸念される。</p> <p>・国のエネルギー政策では、2030年度のエネルギーミックス達成に向けて、2016年度からのエネルギー供給構造高度化法の新基準について、非化石電源の発電電力量比率目標を原則44%以上とすることを検討しており、化石燃料に依存しない電力の確保が求められている。</p> <p>・以上より「水力発電容量の買い上げ」を標記事業の対策案とすることは、「電力安定供給」、「環境対策」、「エネルギー政策」など、当社事業運営のほか、広く社会に与える影響が大きく、選択肢として適切ではないものと思料される。</p>